

## 人事管理委員会設置規程

### (設 置)

第1条 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク職員の公平・適正な人事管理を図るため、執行部の諮問機関として人事管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (業 務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 職員の採用試験の実施に関する事項
- (2) 職員の補充及び人事異動の実施計画の策定に関する事項
- (3) 職員の昇格の認定に関する事項
- (4) 職員の懲戒処分決定に関する事項
- (5) その他理事会・執行部から付託される事項

### (構 成)

第3条 委員会は、委員7名をもって構成し、次のものから理事長が委嘱する。  
但し、(4)の委員は前条(1)に関する事項のみとする。

- |                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 学識経験者       | 1名 |
| (2) 執行部（理事長を除く） | 2名 |
| (3) 理事          | 3名 |
| (4) 職員代表        | 1名 |

### (委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から理事長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (任 期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員会の招集)

第6条 委員会は、次の場合において理事長が招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 委員長が、委員会の招集を理事長に求め、理事長がこれを認めたとき。

### (報 告)

第7条 委員会は第2条に定める事項の結果について、執行部に報告しなければならない。執行部は必要に応じて理事会に報告するものとする。

### (庶 務)

第8条 委員会の庶務は、事務局において行う。

### (その他)

第9条 本規程で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て理事長が別に定める。

## 附 則

### (実施の時期)

- 1 この要綱は、平成25年5月26日から実施する。
- 1 この要綱は、平成29年6月18日から実施する。